／0.03 × 0.02
（d2 ＋ d3）× 0.02、｛d1 ／ 0.5 ＋（d2 ＋ d3）× 0.02｝× 0.25、（d5 ＋ d6）× 0.03、d4 ／ 0.5 ＋（d5 ＋ d6）× 0.03｝／ 0.03 × 0.01、（d8 ＋ d9）× 0.02、｛d7 ／ 0.25 ＋（d8 ＋ d9）× 0.02｝× 0.5、（d11 ＋ d12）× 0.03 及び｛d10 ／ 0.25 ＋（d11 ＋ d12）× 0.03｝／ 0.03 × 0.02 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

d1　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 2 第 5 項第 2 号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d2　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号及び第 4 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

d3　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号及び第 4 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

d4　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 2 第 5 項第 2 号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d5　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号及び第 4 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

d6　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号及び第 4 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

d7　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 2 第 3 項第 2 号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d8　平成 31 年改正前地方税法附則第 12 条の 2 の 4 第 4 項第 1 号及び第 4 号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成 30 年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額